

岩見沢商工会議所だより

'18.7

No.437

発行所／岩見沢商工会議所
 岩見沢市1条西1丁目
 TEL22-3445 FAX22-3441
 URL <http://www.iwamizawacci.or.jp/>
 e-mail info@iwamizawacci.or.jp

平成三十年度 第一回 通常議員総会開催

『平成二十九年事業報告・収支決算を承認』

平成三十年度第一回通常議員総会が六月二十五日にホテルサンプラザにて開催されました。

開会に先立ち、役員・議員の皆様への永年勤続表彰を行い、日本商工会議所会頭・北海道商工会議所連合会会頭からの感謝状が授与されました。

日本商工会議所会頭表彰

《役員・議員退任》

松本 忠彦様

《勤続二十年以上》

北市 宗三様

大西 敏雄様

田苅子 敬夫様

北海道商工会議所連合会 会頭表彰

《勤続二十年以上》

北市 宗三様

大西 敏雄様

田苅子 敬夫様

《勤続十年以上》

荒木 敏博様

新川 勝久様
 高橋 斉様
 朝山 竹博様
 道下 将秀様
 小川 有積様
 久藤 弘行様
 佐藤 敬一様
 蒲 正尚様

総会の開催にあたり、松浦会頭より次の挨拶がありました。

「空知全体の人口が最大で八十七万人いたのが現在は三十万人を下回りましたが、南空知に限ると最大四十七万人の人口が現在は十六万人になりました。そのうち半分が岩見沢市に住んでいるということで、病院や学校、経済において、岩見沢市の果たす役割がますます大きくなってきていると思います。是非とも商工会議所も先頭にたつて経済の中心的な役割を果たしてまいりたいと思いますので、皆様

方のご協力をよろしくお願ひします。」



通常議員総会の審議・報告事項は次のとおりです。

なお、各議案とも異議なく可決されました。

■付議事項

議案第一号 平成二十九年事業報告書について

◆概要

①会員数 九百四十四件

②会費負担口数

四千六百四十一口

③主催会議等 百三十五回

④他団体出席会議等 四十回

⑤各種事業活動

- ・商工会議所広域連携事業
- ・岩見沢中心市街地活性化

事業

- ・産業クラスター事業
- ・岩見沢中心商店街除雪事業
- ・いわみざわ住宅新築&リフォームフェア

- ・消費税込嫁対策窓口相談等事業
- ・岩見沢プレミアム建設券事業

- ・全道商工会議所E.C.O宣言行動

- ・健康経営

⑥意見活動

- ・北村遊水地事業の推進と地域の活性化に関する要望
- ・市庁舎建設等に係る提言
- ・平成三十年税制改正に関する要望
- ・小規模企業支援の充実に関する要望

- ・岩見沢市新市庁舎建設基本計画(素案)に対する提言
- ・商工会議所会館建設に伴う支援についての要望

- ・「生産性向上特別措置」に基づく導入促進基本計画の策定および固定資産税の特例措置に関する要望



- ⑦ 広報活動
 - ・ ホームページアクセス 七千九百八十六件
 - ・ Eメール情報配信 二十一回 二百七十七件
 - ・ 地域FM情報配信 二百六十一回
 - ⑧ 各種検定 五百四十八名受験(延数)
 - ⑨ 経営相談 二千七百八十七件(延数)
 - ⑩ 金融斡旋 十九件
- 議案第二号 平成二十九年度
各会計収支決算書について
各会計の決算書は別表のと
おりです。

別 表

(単位：円)

	予算額	決算額	増 減
一般会計	55,975,000	59,384,915	3,409,915
小規模事業特別会計	40,791,000	40,471,661	△ 319,339
会館特別会計	9,480,000	9,571,351	91,351
退職給与特別会計	27,053,000	27,076,408	23,408
会館運営基金特別会計	54,805,000	54,811,648	6,648
商工振興基金特別会計	231,625,000	231,658,530	33,530

議案第三号 常議員の選任について
荒木敏博常議員から辞任の届があり、新たな常議員について齋藤誠一議員が選任されました。

**働き方改革についての
研修会を開催!**

総会終了後、「働き方改革について」をテーマに、岩見沢労働基準監督署 副署長・労働基準監督官上見和邦氏による研修会が開催されました。



働き方改革関連法案が現在(六月二十五日時点)国会の審議中でしたが、事例を取り入れてわかりやすく説明をして頂きました。

- ・ 働き方改革の総合的かつ継続的な推進
- ・ 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等
- ・ 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

最後に、就職活動中の学生はスマホなどで企業のホームページを見て就職先を探しますが、岩見沢の企業のホームページはスマホ対応ではないホームページがほとんどなので、学生の目に留まりにくいと指摘を受けました。

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ

始めませんか?健康事業所宣言!

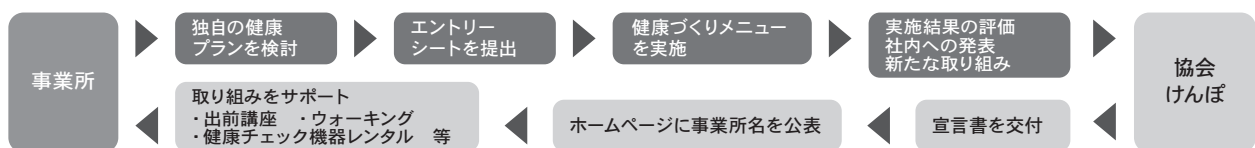
健康づくりの取り組みを宣言して健康事業所の認定を受けませんか



健康経営®は、従業員の健康づくりを積極的に行うことで、生産性・収益性を高めていくという考え方で厚生労働省だけでなく、経済産業省も積極的な普及活動を展開しています。

協会けんぽ北海道支部では、北海道健康増進計画「すこやか北海道21」と連携し、より一層健康づくりを推進するため、健康経営®に取り組むことを宣言した事業所を認定してサポートする「健康事業所宣言」を行っています。

喫煙対策や運動の推進など身近な健康づくりを協会けんぽと始めませんか? ※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



詳しくは、協会けんぽ北海道支部ホームページをご覧ください!



全国健康保険協会 北海道支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話 011-726-0352 (代表)

協会けんぽ

検索

平成三十年度第一回

岩見沢市中心市街地活性化協議会 開催

六月四日に岩見沢商工会議所において平成三十年度第二回岩見沢市中心市街地活性化協議会が開催されました。

協議された主な内容は次のとおりです。

〔協議事項〕

○平成三十年度まちなか活性化事業補助金個別事業の審査について

中心市街地活性化に貢献する事業に対して補助を行う「まちなか活性化事業補助金」の事業募集を行ったところ、今年度は次の六事業の申請があり、申請者によるプレゼンテーションが行われました。

活性化事業(四事業)

①岩見沢市四条通り商店街活性化事業

②プロジェクトクリスマス二

〇一八

③いわみちゃん まちなかワクワク活動

④まちなか朝市二〇一八

施設整備事業(二件)

①ラバンナ二二Bアパート新築工事事業

②岩見沢タウンハウス新築工事事業

各事業は、会員二〇団体による審査を経て補助の採択を行います。



各事業の詳細については事務局にお問合せください。

■問合せ先

岩見沢市中心市街地活性化協議会(一条西一丁目 商工会議所内)

電話 二二一三四四五

第十回岩見沢商工会議所会頭杯 会員親睦 ゴルフ大会 開催

去る六月十五日、エムズゴルフクラブにおいて会員相互の親睦を深めるため第十回「会員親睦ゴルフ大会」を開催しました。

当日は六十三名(五十六事業所)の参加を頂き、スポーツを通じ、会員相互の一層の交流親睦を深めました。



南空知産業クラスター 創造研究会 平成三十年度 総会を開催!

南空知産業クラスター創造研究会は平成十年の設立以来、産・学・官複数数の組織が協働し、南空知地域の産業が発展し自立した経営基盤を確立するため、地場産業を活かした産業創出を支援する活動を行っております。

研究会では、平成三十年度総会を六月二十九日(金)に開催し、平成二十九年事業報告案並びに收支決算報告案と、平成三十年度事業計画案並びに收支予算案の承認を頂きました。



五十嵐会長による開会の挨拶

当研究会では現在二つのプロジェクトグループがあり、南空知における新産業確立のために活動を行っています。

一つ目は、施設の冷房やデータサーバーの冷却システムなど、エネルギーとしての雪の活用を目指す「美唄自然エネルギー研究会」、二つ目は、雪を利用した安価で通年利用可能な貯蔵庫や観光施設の開発を目指す「美唄スノードーム開発プロジェクトグループ」です。今年度はそれら既存のグループ支援の他、新たな活動の芽探しを目的として、視察や講演会の開催、情報収集、新規会員の募集を行います。

南空知の発展に繋がるアイデアをお持ちの方や、既に活動を始められている方がいらっしゃいましたら、是非とも当研究会に参加し、ご活動いただけるようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、左記の連絡先までお気軽にご連絡下さい。

南空知産業クラスター創造研究会事務局(岩見沢商工会議所内) 電話 二二一三四四五

特定商工業者 負担金の同意の お願いについて

◎特定商工業者負担金

千五百円也

商工会議所法では、商工業者法定台帳の作成並びに台帳の作成、管理及び運用に要する経費の負担金等について定められています。

特定商工業者とは、商工会議所の毎事業年度開始の日（四月一日）まで六月以上引き続き営業所等を有する商工業者で、

- ① 資本金額または払込出資総額が三百万円以上である者
- ② 本商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が二十人（商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については五人）以上である者のいずれかに該当する商工業者の方々です。商工会議所は法により特定商工業者の台帳の作成・整備を義務付けられています。また、その台帳にかかる経費の一部を特定商工

業者負担金としてご負担いただいております。

当商工会議所の事業運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

特定商工業者とは (商工会議所法抜すい)

第七条(定義)の二項

この章において、「特定商工業者」とは、商工会議所の地区内において、第二十六条の場合においては創立総会終了の日、その他の場合においてはその商工会議所の毎事業年度開始の日（以下この項において「基準日」という。）まで六月以上引き続き営業所、事務所、工場又は事業場（以下この条において「営業所等」という。）を有する商工業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一、基準日におけるその商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以上（その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、当該人数以上の人数を定め、かつ、公告した場合にあっては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した人数以上）である者
- 二、基準日における資本金額又は払込出資総額が三百万円以上（その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、三百万円以上の金額を定め、かつ、公告した場合にあっては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した金額以上）である者

して営む者については、五人）以上（その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、当該人数以上の人数を定め、かつ、公告した場合にあっては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した人数以上）である者

二、基準日における資本金額又は払込出資総額が三百万円以上（その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、三百万円以上の金額を定め、かつ、公告した場合にあっては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した金額以上）である者

第十条(法定台帳の作成)

商工会議所は、成立の日から一年以内に、特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳（以下「法定台帳」という。）を作成しなければならない。

- 二、経済産業大臣は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があると認めるときは、商工会議所の申請に基いて、前項に規定する期間の延長をすることができる。
- 三、経済産業大臣は、前項の

期間を延長したときは、遅滞なく、当該商工会議所に通知をしなければならない。

四、商工会議所は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

五、商工会議所は、毎事業年度開始の日から六箇月以内に、第一項の規定により作成した法定台帳を、その事業年度における法定台帳とするために、訂正しなければならない。

六、商工会議所は、第一項又は前項の規定により、法定台帳を作成し、又は訂正した後、法定台帳に登録された事項に変更の生じたことを知つたときは、遅滞なく、これを訂正しなければならない。

- 七、特定商工業者は、第一項の事項のうち政令で定めるものについて変更を生じたときは、すみやかに、その旨を当該商工会議所に届け出なければならない。
- 八、特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に関して商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒んでは

ならない。

第十一条(法定台帳の運用及び管理)

商工会議所は、その事業の適正且つ円滑な実施に資するために、法定台帳を運用しなければならない。

二、商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

三、商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に関して知り得た商工業者の秘密に属する事項を他に漏らし、又は窃用してはならない。

- 作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。
- 二、商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。

「日商LBO調査」
〔早期景気観測〕

「五月調査結果のポイント」

五月の全産業合計の業況DIは、▲十三・六と、前月から▲二・二ポイントの悪化。ただし、「好転」から「不変」への変化が主因であり実体はほぼ横ばい。燃料費・原材料費の上昇が広く業況の押し下げ要因となつたほか、深刻な人手不足や、食料品・日用品に対する消費者の低価格志向を指摘する声が多く聞かれた。他方、堅調な電子部品や産業用機械関連に加え、インバウンドを含めた観光需要は底堅く推移している。中小企業の景況感は、総じて緩やかな回復基調が続いているものの、足元で一服感がみられる。

影響の深刻化や、燃料費・原材料費の上昇、コスト増加分の価格転嫁遅れを懸念する声も多く、中小企業の業況感はほぼ横ばいで推移する見通し。

産業別にみると、今月の業況DIは前月に比べ、建設業、製造業、卸売業で悪化、その他の二業種でほぼ横ばい。各業種から寄せられた特徴的なコメントは以下のとおり。

【建設業】「公共工事の発注量が少なく、価格競争が厳しいことに加え、人件費や建設資材価格、燃料費などの上昇も相まって、採算悪化となつた」(土木工事業)、「再開発関連などの民間工事が多く、売上は堅調。他方、人手不足は深刻であるため、今夏から賞与を増額し、人材の確保・定着に努めるほか、省力化を目的とした設備投資も検討している」(電気工事業)

(食料品製造業)、「取引先である自動車業界の輸出が堅調なことに加え、人手不足を背景とした省力化投資の拡大から、ロボット関連の部品の引き合いが強く、売上改善となつた」(金属製品製造業)

【卸売業】「大手メーカーの業務用酒類の値上げに伴う、駆け込み需要の反動から、売上は大幅に減少した。新規卸先の発掘に積極的に取り組み、巻き返しを図りたい」(酒類卸売業)、「卸先の製造業の工場稼働率が高く、当社の売上も改善した。他方、仕入価格や燃料費、運送費等の上昇から、収益の確保には難航している」(金属製品卸売業)

【小売業】「インバウンド需要が好調で売上は改善。特に、ブランド衣料品を含む高額品や、化粧品の上昇が伸びている」(百貨店)、「飲食料品や日用品等の値上げから、消費者の低価格志向が強まり、売上は落ち込んだ。パート・アルバイトの人員費が上昇する中、同業他社との価格競争も厳しさを増し、採算

も悪化した」(飲食料品小売業)

【サービス業】「今年のゴールデンウィークは日並びが良かったため、客数増を期待していたが、期間中の天候不順等により、想定した客数には届かなかった」(飲食業)、「ネット通販など、好調な配送需要を受け、売上は改善。ただし、中東情勢の緊迫化を背景とした燃料費の上昇で、粗利の確保には苦戦している」(運送業)

業況DI (前年同月比) の推移

	17年 12月	18年 1月	2月	3月	4月	5月	先行き見通し 6月~8月
全産業	▲13.3	▲14.4	▲17.1	▲15.8	▲11.5	▲13.6	▲15.4
建設	▲7.4	▲13.6	▲11.4	▲13.5	▲13.1	▲14.8	▲11.8
製造	▲6.7	▲5.1	▲10.1	▲6.1	0.5	▲5.8	▲9.7
卸売	▲17.4	▲12.2	▲20.8	▲18.8	▲18.3	▲19.4	▲20.3
小売	▲25.8	▲25.2	▲27.3	▲26.9	▲25.7	▲26.5	▲27.5
サービス	▲11.5	▲16.1	▲17.9	▲16.3	▲7.6	▲7.6	▲11.3

※「先行き見通し」は当月に比べた向こう3カ月の先行き見通しDI

~7月、8月の会議所行事予定~

商工会議所で予定されている講習会、相談会、検定日程等の行事をお知らせします！
(7月1日現在)なおホームページでは、新情報を随時更新しています。
<http://www.iwamizawacci.or.jp/>

- | | | |
|-----------------------------|---|----------------------------|
| 7月8日(日) 第56回岩見沢地区珠算競技大会 | ・ | 8月20日(日) 第214回珠算検定試験申込受付開始 |
| 9日(月) 2018いわみざわ彩花まつり (~14日) | ・ | |
| 13日(金) 観光おどりパレード | ・ | |
| 14日(土) 第82回リテールマーケティング検定試験 | ・ | 21日(火) 会員向け無料労務相談 |
| 17日(火) 会員向け無料労務相談 | ・ | |
| 18日(水) 会員向け無料法律相談 | ・ | 22日(水) 会員向け無料法律相談 |
| 19日(木) 日本政策金融公庫個別金融相談 | ・ | |

中小企業のための 経営講座

収益認識に関する会計基準 の概要と税制の影響

I 収益認識に関する新会計 基準の概要

二〇一八年三月三十日企業
会計基準委員会(ASBJ)か
ら収益認識に関する包括的な
会計基準として『収益認識に
関する会計基準』(以下「新会
計基準」といいます)が公表さ
れました。

これまで我が国では収益認
識に関する会計基準は存在せ
ず、企業会計原則による実現
主義により収益を認識してき
ました。実現主義は、収益を
その実現の時点で認識する考
え方で、その収益の実現の時
点とは一般的に「財貨の移転
又は役務の提供の完了」とそ
れに対する「対価の成立」の時
点をいいます。

今回公表された新会計基準
における収益認識の基本的
な原則では「約束した財又は
サービスの顧客への移転を当
該財又はサービスと交換に企
業が権利を得ると見込む対価
の額で描写するように、収益
を認識すること」とし、契約に

おいて取り決めた財又はサー
ビスを顧客に移転する約束を
果たした時点(履行義務を充
足した時点)で収益を認識す
ることとなりました。

具体的には次の五つのス
テップで収益認識を行います。

- 「一」 契約の識別
- 「二」 履行義務の識別
- 「三」 取引価格の算定
- 「四」 履行義務への取引価格の
配分
- 「五」 履行義務の充足による収
益を認識

なお、新会計基準は、金融
商品など一定の取引等を除き
「顧客との契約から生じる収
益」に適用されます。

中小企業については、会計
監査の必要ない中小企業につ
いては、引き続き企業会計原
則、中小会計指針、中小企業
会計基本要領の会計処理の可
能性もあるようです。

II 税制への影響

新会計基準への対応として、
平成三十年度税制改正で法人
税法二十二条の二が新設され
ました。その主たる内容は以
下のとおりです。

- ① 収益の額に関する帰属事
業年度原則を法令上明確化
② 引渡基準等の法令により明
確化

確化

(一) 益金の額に算入する金額
の法令上の明確化

① 時価による旨の法令による
明確化

② 新会計基準と法人税の関係
新会計基準では考慮される
貸倒、返品・買戻しの可能性
は法人税ではないものとして
収益の額を算定します。

(二) その他

- ① 返品調整引当金の廃止
- ② 長期割賦販売等に係る延払
基準の廃止

③ 中小企業に係る収益認識基準
中小企業については法人税の
対応としては、原則として従
前の法人税基本通達の処理を
認めることになるといわれて
いますが、今後基本通達の改
正内容を十分理解することが
必要です。

また、新会計基準が適用さ
れる大企業との取引では、大
きな影響が今後出てくるで
しょうから、中小企業もこの
新会計基準を知っておくこと
が大切となるでしょう。

記事協力

税理士法人TACS

(市内五条東二丁目)

代表社員・税理士 木村 聡

プロフィール

一九五七年岩見沢生まれ／北
海道税理士会岩見沢支部所属

岩見沢商工会議所生命共済制度のご案内

～9月30日までキャンペーン実施中です!～

只今、道央ブロック商工会議所による加入キャン
ペーンを実施中です!期間中に新規のご加入や増口をい
ただくと抽選で各地商工会議所の特産品が抽選で
当たります!

この機会にぜひ制度加入をご検討ください。

キャンペーン期間
9月30日まで

【制度の特色】

- ・ 保険期間は1年で自動更新。役員・従業員の福利厚生制度にご活用いただけます。
- ・ 医師による診査は不要です。(告知のみでお申込できます。)
- ・ 法人が役員・従業員のために負担した掛金は、全額損金に算入できます。(法人税基本通達9-3-5)

《申込み・問合せ先》

岩見沢商工会議所運営課
TEL 22-3445

アクサ生命保険(株)岩見沢営業所
TEL 25-4788